

ヴァーダー・グループ販売および配送に関する一般取引条件

適用範囲 完全版は www.verder.com/generalterms にてご確認ください。

1. 総則

1.1 本「販売および配送に関する一般取引条件」（以下「本一般取引条件」といいます）は、ヴァーダー・グループの一員である MicrotracBel Corp.（以下「サプライヤー」といいます）による商品（以下「商品」といいます）の供給、およびサービス（以下「サービス」といいます）の提供に関する契約を含む、あらゆる法的行為に適用されます。

1.2 本一般取引条件の変更や逸脱は、当事者が書面により合意した場合、またはサプライヤーが書面で確認した場合にのみ有効となります。契約の相手方（以下「購入者」といいます）独自の一般取引条件の適用は、明示的に排除されます。

1.3 本一般取引条件の規定の一部が無効となった場合でも、他の規定の有効性は影響を受けず存続するものとします。無効となった規定については、当事者間でその趣旨に沿った新たな規定を設けるものとします。

2. 申込みおよび契約

2.1 サプライヤーは、購入者からの申込みを受領してから 7 日以内であれば、理由の開示や違約金の発生なしに契約を終了（撤回）する権利を有します。

2.2 サプライヤーからの見積り（オファー）は、指定された有効期間内に承諾される必要があります。期間の指定がない場合、有効期間は最長 30 日間とし、その後は自動的に無効となります。

2.3 すべての見積り、およびそれに続く注文や契約は、管轄当局（国の機関等）による輸出承認（許可、一般承認など）が得られることを条件とします。輸出承認が得られない場合、サプライヤーはいかなる責任や費用負担の義務も負うことなく、契約を解除することができます。

2.4 提供されたデータやサンプルは、別途保証がなされない限り参考情報とみなされ、実際の商品はそれらと多少異なる場合があります。

2.5 サプライヤーは、商品やサービスの機能・関連性が同等であることを条件に、軽微な変更を伴う商品またはサービスを提供する権利を有します。

3. 価格、請求、支払条件

3.1 合意された価格には、梱包費、税金、および別途記載される配送料や輸出関税等の費用は含まれていません（以下、全ての費用および税金を合わせて「契約価格」といいます）。

3.2 価格は合意された通貨で表示され、付加価値税、売上税、物品税などの税金は含まれていません。

3.3 商品やサービスの生産、仕入れ、調達にかかる総費用が 10%以上増加した場合（ハイパーインフレ等の原因を問わず）、サプライヤーは提示価格または合意価格を引き上げる権利を有します。サプライヤーがこの権利行使した場合、購入者は契約を解除することができます。

3.4 別段の合意がない限り、契約価格の支払いは、月末締め翌月末払いにて行われるものとします。請求書は納品時に送付されます。この支払期限は厳守されなければなりません。

3.5 不可抗力等のやむを得ない事情によりサプライヤーの義務履行が遅延した場合でも、サプライヤーは既に履行した部分について請求する権利を有します。

3.6 購入者が請求書の内容に異議がある場合、請求書受領後 30 日以内に書面にて詳細な理由を添えてサプライヤーに通知し、異議のない部分の金額を支払うものとします。期限内に異議申し立てがなかった部分は承認されたものとみなされ、支払期限が適用されます。

3.7 支払いの不履行または遅延が生じた場合、購入者はその責任を負い、サプライヤーは法定利息および回収にかかった実費の支払いを請求することができます。

4. 配送

4.1 別段の合意がない限り、商品の本体価格には配送費用は含まれず、当該費用は別途購入者に請求されるものとします。分割配送も可能です。

4.2 修理、処理、加工のために購入者がサプライヤーへ商品を配送する場合、別段の合意がない限り、配送費用は購入者負担とします。ただし、保証期間中の修理の場合はこの限りではありません。

4.3 価格に含まれていない梱包材（段ボールや緩衝材）は購入者の費用負担にて処分するものとします。

4.4 配送または履行完了時、購入者は商品およびサービスを検査し、一般的な品質チェックを行うものとします。商品の破損や数量不足に関するクレームは、以下のいずれかの場合を除き受け付けられません。

・配送時に運送業者への受領書に不足または破損の詳細を記載した場合

・配送日から 7 日以内に不足または破損をサプライヤーへ通知した場合
上記の手続きがない場合、商品は完全な状態で配送され、サービスは契約通り履行されたものとみなされます。

4.5 配送日やサービスの提供日、期間等の条件は、サプライヤーが書面で確認し、かつ購入者が前払い等の合意条件をすべて満たした時点から効力を生じます。

4.6 商品またはサービスの配送に関する日付、期限、期間はあくまで「最善の予測（目安）」であり、契約の不可欠な条件（期限厳守義務）とはみなされません。いかなる場合も、時間は契約の本質的要素ではありません。遅延に対するサプライヤーの責任は、契約価格の最大 2.5%を上限とする実費および損害に限定されます。

4.7 購入者が契約上の義務を履行しない場合、配送または履行に関する期限は延長されます。

4.8 購入者が配送の延期を要求した場合、サプライヤーはそれに伴う全費用（保管費や人員移動費等）の払い戻しを受ける権利を有します。新たな配送日はサプライヤーの生産計画に基づき協議の上決定されますが、当初の予定より 2 ヶ月以上遅れる場合、サプライヤーは契約金額全額を請求する権利を有し、購入者はこれを支払う義務を負います。

5. 設置、試運転、サービス

5.1 商品の配送義務には、特段の合意がない限り、設置および試運転は含まれません。これらが合意されている場合、またはサービスに含まれる場合は、以下の第 5.2 条が適用されます。

5.2 設置・試運転の開始前および実施中において：

a) 商品および部品・材料のリスク負担は、事実上の配送（購入者指定場所への設置作業）完了後、購入者に移転します。

b) 購入者は、追加の準備なしに設置・試運転が実施できるよう、敷地へのアクセスを確保する責任を負います。

c) サプライヤーは、基礎工事、電気工事、土木工事、解体、既存機器の撤去等については責任を負いません。

d) 購入者は、エネルギー、水、空気、工具、吊り上げ機、クレーン等の必要な消耗品および設備を無償で提供するものとします。

e) 購入者は、土木、建築、電気工事等のすべての準備作業を適時に完了させることを保証します。

f) サプライヤーは義務履行のために第三者を利用する権利を有します。

g) 購入者は、適用される政府規制、安全要件、その他法令を遵守するものとします。

h) 購入者は、設置・試運転の開始時および実施中に、商品が適切な場所で利用可能な状態であることを確認する必要があります。

i) 購入者は、設置・試運転の間、サプライヤーが妨害を受けることなく作業できるように保証します。サプライヤーの管理外の原因で作業が中断・遅延した場合、購入者は移動費を含む追加費用を負担し、完了予定日は延長されます。

j) 「完了」とは、商品が機械的に完成し、試運転が行われ、またはサービスが完了した段階を指します。購入者は試運転時に検査を行う権利を有します。

k) 完了は「作業報告書」によって文書化されます。所見やコメントがある場合はそこに記載します。作業報告書の発行前に、購入者が商品を使用することはできません。

l) 商品の実用的な動作を妨げない軽微な欠陥は、試運転および完了を妨げるものではありません。これらの欠陥は、合理的な期間内にサプライヤーによって是正されます。

m) サプライヤーの責任範囲外の理由で試運転や完了が行えない場合、サプライヤーはその旨を書面で通知します。この場合、完了はその通知日に行われたものとみなされます。

6. 所有権とリスクの移転

6.1 商品の所有権および使用権は、第 6.2 条の定めに従い、配送と同時に購入者に移転します。

6.2 所有権留保： サプライヤーは、購入者が支払うべき全額が完済されるまで、商品の所有権を保持します。完済まで、購入者は商品を第三者へ転売、譲渡、担保設定等することはできません。ただし、配送完了時点で商品のリスク負担は購入者に移転します。所有権が移転するまで、購入者は商品を良好な状態に保ち、保険を付保する義務があります。

6.3 所有権留保の対象となる商品が他の物品と組み合わせられた場合、購入

者は、当該商品の価値を上限として、組み合わされた物品の共有持分権をサプライヤーに譲渡します。

6.4 サプライヤーが共有持分権を持つ商品が販売された場合、サプライヤーはその持分価値を上限として販売代金を請求する権利を有し、購入者はその請求権をサプライヤーに譲渡します。

6.5 適用法により前述の所有権留保が有効でない場合、これに最も近い形の担保権がサプライヤーに付与されます。

7. 保証

7.1 保証期間は、商品の配送またはサービスの履行時点から 12 ヶ月間です。7.2 サプライヤーは、商品が新品・未使用であり、保証期間中において材料、製造、設計に欠陥がなく、仕様に従っていることを保証します。また、サービスが適切な技術と注意をもって履行されることを保証しますが、特定の結果を保証するものではありません。

7.3 保証の否認：明示・黙示を問わず、商品性や特定目的への適合性を含む、本条以外のいかなる保証も行いません。

7.4 発熱体、セラミック、膜、ゴム、ガラス部品等は、使用や保管状況による損傷を受けやすいため、購入者が欠陥の原因ではないことを証明できない限り、保証の対象外となります。

7.5 サプライヤーによる検査や助言等のサービスは、保証の対象外となります。

7.6 以下の原因による欠陥は保証の対象外です：

a. マニュアルに従わない使用

b. 通常の摩耗・損耗

c. 一般的な点検で発見できたはずの欠陥

d. 不適切な保管、使用、取り扱い

e. 購入者から提供された不正確な情報

f. 購入者または第三者による修理

g. 純正品以外のスペアパーツや消耗品の使用

7.7 初回使用後の消耗品や付属品は保証対象外です。

7.8 ソフトウェアについては、仕様通りの使用を妨げる実質的な欠陥に対してのみ保証されます。ハードウェア環境が不適切な場合や更新されていない場合、保証は除外されます。欠陥発生時は協議の上、解決策を探ります。

7.9 保証期間内に、通常の点検で発見できなかった不具合（引き渡し時に既に存在していた原因によって発生したものに限り）が生じた場合、サプライヤーは自らの裁量により、修理、交換、またはサービスの再実施（以下「是正措置 (Make Good)」といいます）を行います。この是正措置は唯一かつ排他的な救済手段であり、その他の損害賠償責任を排除するものではありません。

7.10 是正措置後の部品やサービス（是正措置を受けていない部品やサービスは除く）には、是正日から 12 ヶ月間の新たな保証期間が適用されます。ただし、当初の配送または履行から 36 ヶ月を最終期限とします。

7.11 欠陥に関するクレームは、発見後速やかに、かつ発見から 14 日以内に書面で報告されなければなりません。報告が遅れた場合、権利は失効します。また、法的時効は欠陥発生または発見から 12 ヶ月に短縮されます（適用法で許容される場合）。

7.12 商品へのアクセスが妨げられている場合、アクセスに必要な費用は購入者の負担となります。

7.13 商品が購入者の所在地にない場合、それに起因する追加費用は購入者の負担となります。

7.14 調査の結果、欠陥が見つからなかった場合、検査等の費用は購入者が負担します。

8. 解除、停止、終了

8.1 購入者が義務を履行しない場合、サプライヤーは履行を停止する権利を有します。

8.2 購入者の支払い能力に疑義がある場合、十分な保証が提供されるまで義務の履行を延期できます。

8.3 書面による通知後も義務が履行されない場合、他方当事者は損害賠償責任を負うことなく契約を解除できます。

8.4 購入者の倒産、破産、清算、または制裁リストへの掲載等があった場合、サプライヤーは直ちに契約を終了または停止する権利を有します。

8.5 以上の理由でサプライヤーが契約を停止・解除する場合、購入者はサプライヤーの損害を賠償する責任を負います。

9. 責任

9.1 サプライヤーは、契約違反等により購入者に直接生じた損害についてのみ責任を負います。

9.2 請求の時効は、配送または履行後 12 ヶ月に短縮されます（適用法で認められる範囲に限る）。

9.3 サプライヤーの責任上限額は、責任保険により支払われる金額、また

は契約金額の 100%のいずれか低い方とします。

9.4 間接損害の免責：サプライヤーはいかなる場合も、利益の損失、売上の損失、ダウンタイムコスト、第三者からのクレーム等の間接的、結果的、懲罰的損害について責任を負いません。

9.5 購入者が提供した設計や資料に起因する知的財産権侵害について、サプライヤーは責任を負わず、購入者がサプライヤーを補償するものとします。

9.6 上記の責任制限は、不法行為等あらゆる法的根拠に適用されます。

9.7 第三者にはいかなる権利も付与されません。

9.8 ただし、サプライヤーの詐欺、重大な過失、故意、または人身傷害・死亡の場合、上記の責任制限は適用されません。

9.9 この責任制限はリスク配分を反映したものであり、契約締結の重要な前提条件です。購入者は過剰な損失に対し自ら保険を手配する責任があります。

10. 購入者の保証（輸出管理）

購入者は、サプライヤーが提供する商品、技術、サービスを、以下の対象に向けて輸出、販売、供給しないことを表明し保証します。

・国際機関（米国、EU、英国、日本、国連等）の制裁対象国（キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、クリミア/セヴァストポリ地域を含むがこれに限定されない）の居住者。

・国内外の当局から制裁対象者として指定されている者。ただし、関係当局から正式な許可を得ている場合は除きます。

11. データ保護

11.1 各当事者は、自らが処理するデータについて責任を負い、法令（EU GDPR 等）を遵守し、第三者の権利を侵害しないことを保証します。

11.2 各当事者は、機密情報を適切に取り扱うことを保証します。

12. 不可抗力

12.1 いずれの当事者も、不可抗力による契約不履行については責任を負いません。

12.2 不可抗力とは、戦争、テロ、自然災害、パンデミック（WHO 宣言の有無を問わず）、サプライヤーの倒産、輸送困難など、当事者の制御不能な状況を指します。

12.3 不可抗力により履行不能となった場合、サプライヤーは最大 6 ヶ月間の履行停止、または契約解除を行う権利を有し、補償義務を負いません。

13. 守秘義務と知的財産

13.1 当事者は、契約に関連するすべての商業的・技術的情報（機密情報）を秘密として保持するものとします。

13.2 契約履行中に作成された、または商品・サービスに関するすべての知的財産権（特許、著作権、ノウハウ等）は、サプライヤーに帰属します。

図面やデータ等の媒体はサプライヤーの所有物であり、許可なく複製や第三者への開示はできません。

13.3 サプライヤーは購入者を参照（実績）として使用する権利を有します。

13.4 必要に応じ、サプライヤーは購入者に商品・サービスを使用するライセンスを付与します。

14. その他

14.1 権利の放棄は、書面による明示的な合意がない限り有効ではありません。権利行使の遅延は放棄とはみなされません。

14.2 本条件の一部が無効であっても、他の規定は有効に存続します。

14.3 性質上継続すべき規定は、契約終了後も効力を有します。

15. 準拠法および管轄裁判所

15.1 本契約および当事者間の関係は、**サプライヤーが登記上の事務所を有する国の法律（日本法）**に準拠し、同法に従って解釈されます。抵触法の規定は除外されます。

15.2 本契約に関する紛争については、サプライヤーの登録事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

15.3 国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG/ウィーン売買条約）の適用は除外されます。